

# ご利用にあたっての注意事項

## 1 対象となる事業者又は団体について

- (1) 白石区内のまちづくり活動への参加、協力の意思を有し、以下のいずれかに該当する事業者又は団体が対象となります。
  - ア 白石区内に本社、支社（支店）、店舗又は事業所等を有する事業者
  - イ その他区長が適当と認めた団体
- (2) ただし、以下のいずれかに該当する場合は、利用できませんので、ご了承ください。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団または暴力団と密接な関係のある事業者又は団体
  - イ 虚偽の内容で申込みしようとする事業者又は団体
  - ウ 活動の対価として金銭等（実費相当以上の金銭又は地域団体の構成員名簿等）を要求しようとする事業者又は団体
  - エ その他区長が不適当と認めた団体

## 2 参加、協力にあたり禁止する活動内容について

事業者又は団体は、まちづくり活動への参加等にあたり、次に該当する活動を行うことはできません。

- (1) 団体への勧誘を目的とした活動
- (2) 専ら営利又は宣伝を目的とした活動
- (3) 政治または宗教への勧誘及び宣伝を目的とした活動
- (4) 札幌市市民まちづくり活動促進条例（平成19年条例第51号）第3条に掲げる基本理念を逸脱した行動又は言動
- (5) その他地域における公共性を著しく欠く活動

## 3 個人情報の保護について

事業者又は団体は、個人情報保護法及び札幌市個人情報保護条例を遵守してください。まちづくり活動への参加等にあたり知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又はその活動以外の目的に利用することはできません。

## 4 実績の報告について

事業者又は団体が活動報告を自社のホームページ等で行う際は、事前にその内容を白石区役所地域振興課に提供してください。

## 5 その他

一度申込みをした場合であっても、エントリーシートに記載した内容と異なる内容での利用を希望される場合は、改めて申込みしていただくことになります。